

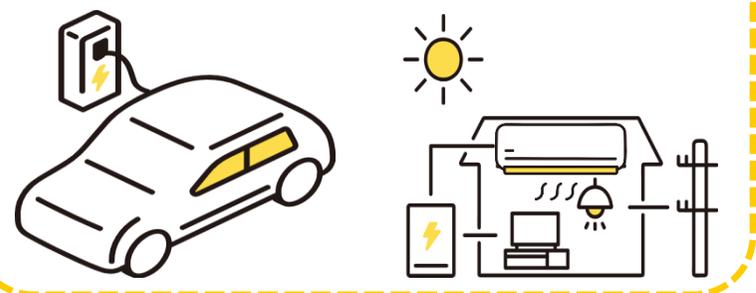
災害時、利用者安全確保等のため非常用電源等を整備する 社会福祉施設等に対して補助金を交付します

(令和6年度社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業のご案内)

東京都は、社会福祉施設等が、災害発生に伴う停電時等に、当面の間のサービス維持や、利用者及び施設職員の安否確認が可能となるような、小規模の施設等でも利用しやすい、小型の非常用電源等の整備に対して独自の補助を実施します。

◆**対象施設** 都知事または都内区市町村長の指定等を受けた全ての社会福祉施設等
(ただし、実績報告時までにはBCP（事業継続計画）を策定していること。)

非常用電源等の整備



災害時の対応力強化

サービスの維持

安否確認



第2回申請期限：令和6年12月20日（金曜日）

※令和6年度の最終申請期限となります

※ 詳細については、裏面をご確認ください。



◆補助額

補助対象機器毎の補助基準額と、機器の設置等に要した費用とを比較し、いずれか少ない方の金額に補助率を乗じた金額

補助対象機器	補助基準額	補助率
(1) 非常用電源設備 (5,000千円未満の機器に限る)	5,000千円	3/4
(2) 外部給電器	800千円	
(3) V2H	1,300千円	
(4) 可搬型蓄電池	400千円	
(5) 車両接続型電源	250千円	
(6) 外部電源接続切替盤	500千円	
(7) 外部給電器+外部電源接続切替盤	1,300千円	
(8) 車両接続型電源+外部電源接続切替盤	750千円	

◆今後のスケジュール

交付申請、実績報告等の期限等は以下を予定しております。ただし、審査の状況等により前後することがあります。

手続等	予定時期
第2回交付申請 (最終)	令和6年11月11日(月) ~12月20日(金) 交付決定は令和7年2月上旬頃
実績報告期限 (最終)	令和7年2月下旬頃 補助金交付は令和7年5月頃

◆申請手続のご案内

- ①右の二次元バーコード又は以下URLから、本事業のホームページにアクセスしてください。
URL : <https://ps-support.jp/>
- ②ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、同ページ内の申請フォームから申請ください。
- ③申請書類の記載内容を確認しましたら、事務局から案内がありますので、②で作成した申請書類に押印の上、所定の提出先に郵送ください。

※ 審査の結果、ご希望に沿えない場合もございます。ご了承ください。

※ 申請に当たっては、実施要綱及び交付要綱も必ずご確認ください。



◆お問合せ先「東京都社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業コールセンター」

☎0120-984-302 受付時間：平日9時から18時まで（年末年始を除く）

第2回申請期限：令和6年12月20日（金曜日）

※令和6年度の最終申請期限となります



東京都